

## 第5章 具体的な取組内容と役割分担

### 「取組内容」とは・・・

4つの基本目標ごとに、目標を実現するために必要な取組内容を示しています。

これらの取組内容は、行政だけでなく、住民や関係団体等が協働して行うことが必要であるため、地域福祉を推進するために各主体別に取り組みべきことを整理しています。

### 《取組内容の役割分担》

自分や家族ができること(自助)	住民一人ひとりに期待される役割や心構えを示しています。
地域の中で取り組むこと(共助)	民生委員児童委員、高齢者相談員等の福祉全般に関わる団体や、町内会、老人クラブ等の地域組織、高齢者や障がいのある人、子ども・子育て等の福祉分野の関係団体、ボランティア・NPOなど地域にあるさまざまな関係団体・機関等に求められる役割を示しています。
行政が取り組むこと(公助)	人吉市の役割を示しています。
社会福祉協議会が取り組むこと	社会福祉協議会の役割を示しています。 (地域福祉活動計画へ)



## 第5章 具体的な取組内容と役割分担

### 第1節 みんなで育もう！思いやりの心（基本目標1）

基本目標	取組内容
みんなで育もう！ 思いやりの心	(1) 人権の尊重と地域福祉の意識醸成
	(2) 福祉の担い手の育成

#### 《取組内容》(1) 人権の尊重と地域福祉の意識醸成

住民一人ひとりが、地域の一員として尊重される社会の実現を目指し、福祉に関する広報や啓発活動の充実を図り、福祉教育の推進や人権教育の推進、お互いに支え合うことのできる地域福祉の意識を醸成します。

自分や家族ができること	(1) 積極的なあいさつ・声かけをします。	
	(2) 相手を思いやり、相手の気持ちを大切にしよう心がけます。	
	(3) 地域福祉への理解、人権に対する理解を深めます。	
	(4) 親から子どもに人権の大切さを伝えます。	
	(5) 福祉教育や人権教育に関する学習会や研修会等へ積極的に参加します。	
	(6) 地域活動に積極的に参加し、地域福祉に関する研修会に臨みます。	
地域の中で取り組むこと	(1) 地域であいさつ運動を推進します。	
	(2) ご近所の高齢者に声かけをします。	
	(3) 地域で福祉や環境問題、人権について学習する機会を設けます。	
	(4) 地域活動に積極的に参加し、地域福祉に関する研修会に臨みます。	
行政が取り組むこと	(1) 各種研修会への参加を促します。	関係各課
	(2) 地域福祉について周知し、意識の醸成を図ります。	福祉課
	(3) 各小中学校での人権教育を推進します。	
	(4) 各小中学校におけるボランティア活動や福祉に関する学習の場を設けます。	学校教育課
	(5) 人権に関する情報を発信します。	社会教育課
	(6) 校区公民館での人権に関する講座を実施します。	
社会福祉協議会が取り組むこと	(1) 社会福祉協議会の事業を通じ、住民の地域福祉への関心を高めます。	
	(2) 新たな情報媒体を活用した広報啓発に取り組みます。	
	(3) 各関係機関と協力し、ボランティア活動や福祉に関する学習の場やコーディネートを行います。	

## 第5章 具体的な取組内容と役割分担

### 《取組内容》(2) 福祉の担い手の育成

地域で暮らす人と人が、お互いに連携し、助け合い、支え合っていくために、地域福祉の大切さを幅広い世代に伝え、学びの場を提供しながら、次世代の担い手を育成していきます。

また、地域福祉に興味を持つ住民など、地域福祉の新たな担い手の育成支援に取り組みます。

自分や家族ができること	(1) 地域活動に積極的に参加します。	
	(2) 地域福祉に関する研修会等へ、積極的に参加します。	
	(3) 親から子どもへ、地域福祉の大切さなどを伝えます。	
	(4) 地域福祉の担い手として、自らの知識や経験を活用します。	
	(5) 団塊の世代など、退職後の元気な高齢者などが、地域福祉の担い手として自らの能力や知識、経験を活用します。	
地域の中で取り組むこと	(1) 地域福祉について学習する機会を設けます。	
	(2) 地域で不安を抱えている人やその家族について理解し、見守ります。	
	(3) 地域における人材の発掘、活用に取り組みます。	
	(4) ボランティア団体の活動を支援します。	
	(5) 校区社会福祉協議会の活動を支援します。	
行政が取り組むこと	(1) 人吉市くらし安心ネットワーク推進員(見守り推進員)養成講座を開催します。 (地方消費者行政活性化事業)	市民課
	(2) 民生委員児童委員活動を推進します。 (民生委員児童委員活動補助事業)	福祉課
	(3) 地域福祉についての啓発推進をするため、学びの場を提供をします。	
	(4) 各小中学校での児童会、生徒会活動、委員会活動を活性化します。	
	(5) 各小中学校での適正な部活動を推進します。	学校教育課
	(6) 各小中学校において、社会人の方の講師による職場体験学習などのキャリア教育(*8)を推進します。	
	(7) 校区公民館、子ども会活動を通じて、地域の担い手を育成します。	社会教育課
社会福祉協議会が取り組むこと	(1) 潜在的なマンパワーを発掘し、地域活動につなげます。	
	(2) ボランティアのグループ化、活動の支援を行い、地域で活躍する人材を確保します。	
	(3) 町内会長、民生委員児童委員、高齢者相談員等の地域の福祉リーダーに対する研修の充実を図ります。	

(\*8) キャリア教育…児童・生徒一人ひとりの勤労観、職業観を育てる授業のこと。

(例：社会人の方の講師による職場体験学習)

## 第5章 具体的な取組内容と役割分担

### 第2節 みんなでつなごう！地域の輪（基本目標2）

基本目標	取組内容
みんなでつなごう！ 地域の輪	(1) 地域・世代間交流の推進
	(2) 交流の拠点づくり
	(3) 地域福祉ネットワークの強化

#### 《取組内容》(1) 地域・世代間交流の推進

地域において、住民同士の交流や世代を超えた交流の機会が少なくなっています。伝統行事などのイベントや地域活動の場を設けるなど、地域における世代を超えた交流を推進します。

自分や家族ができること	(1) 日頃からのあいさつや回覧板を持っていく際に声かけを心がけます。 (2) 地域活動に積極的に参加し、地域の住民と顔見知りになります。 (3) 子育てなどの育児相談に行きます。 (4) 発達障害に関する勉強会へ参加します。 (5) 就学に向けて相談します。	
地域の中で取り組むこと	(1) 日頃からのあいさつや回覧板を持っていく際に声かけを心がけます。 (2) 子ども王国保安官等による登下校の見守りをします。 (3) 地域の活動など交流の場を提供し、積極的な声かけをします。 (4) 地域住民が町内行事等に参加しやすい環境をつくります。 (5) 世代を超えた地域での催しを実施します。	
行政が取り組むこと	(1) 町内活性化の取り組みを支援します。	自治振興課
	(2) 子育てに対する意識向上を促します。(NP講座)(*9)	福祉課
	(3) 父親の育児参加へのきっかけづくりの場を提供し、地域との交流をさらに深めます。(イクメン講座)(*10)	
	(4) 家庭保育されている人が外に出るきっかけづくりの場を提供し、地域との交流をさらに深めます。(おでかけ九ちゃん)(*11)	学校教育課・ 高齢者支援課
	(5) 小中学生と高齢者との交流を推進します。	
	(6) 育児に関する悩み解決の場を設け、解消していきます。(育児相談事業)	保健センター
	(7) 発達の気になる子の早期発見と支援をします。(巡回支援専門員整備事業)	
	(8) 就学に向けた支援を行います。(5歳児相談)	社会教育課
	(9) 交流の場としての校区公民館の利活用を推進します。	
	(10) 小中学校と地域の人との交流を推進します。(学校支援地域本部、コミュニティスクール等)	
社会福祉協議会が取り組むこと	(1) 校区社協活動及び福祉教育を通じて、地域の関係団体と連携し、地域交流を推進します。 (2) 地域住民が顔見知りとなるようきっかけづくりを行います。	

(\*9) NP 講座 … 「完璧な親は存在しない」「完璧な親ではなくても大丈夫ですよ」という意味で、親御さんが抱える育児に対する不安を取り除き、安心して子育てを楽しんでいただくための講座。

(\*10) イクメン講座 … 5歳までの乳幼児を持つお父さんを対象に、育児を積極的に楽しんでいただき、育児参画、父親同士の交流を深めることを目的とした講座。

(\*11) おでかけ九ちゃん … 「ほっとステーション九ちゃんクラブ」は、九日町商店街に活動拠点を置く、子育て中の保護者とそのお子さんが気軽に集まり交流ができる場で、読み聞かせや季節の行事などを催し、「おでかけ九ちゃん」は、地域に出向き地域の方と交流します。

## 第5章 具体的な取組内容と役割分担

### 《取組内容》(2) 交流の拠点づくり

地域において、伝統行事や地域活動を促進するため、交流の機会や場所、交流拠点を  
つくります。

自分や家族が できること	(1) 日頃から、地域との関わりを持つようにします。 (2) 地域の中で生活しているという意識を持ち、交流の場や機会に積極的に参加します。	
地域の中で 取り組むこと	(1) 誰もが参加しやすい地域交流の場や機会をつくります。 (2) 地域で共同作業なども含めた様々な交流の場や機会を提供します。 (3) 交流の場や機会について、地域住民へ積極的に周知します。	
行政が 取り組むこと	(1) 地域住民が行う地区公民館等の整備に対し補助します。 (人吉地区公民館等整備費補助)	自治振興課
	(2) 住民が主体的に実施する新規の事業について助成します。 (人吉市民まちづくり応援事業)	
	(3) 教育・保育の一体的な提供を行います。	福祉課
	(4) 子ども・子育てに関する窓口(利用者支援事業)を実施します。	
	(5) 健常者と障がいのある人との交流を推進します。	保健センター
	(6) 障がいのある子どもを持つ親の会の支援を行います。 (くまっこくらぶ)	
	(7) 妊娠、出産に関する情報など支援体制を強化します。 (両親学級)	
	(8) 色々な遊びをしながら、仲間づくりや育児不安の解消、子育ての知識の学習を行います。 (親子ふれあい教室、BPプログラム)(*12)	
	(9) 各小中学校を地域交流の場として利活用します。	教育総務課・ 学校教育課
	(10) 校区公民館を交流の場として利活用します。	社会教育課
社会福祉 協議会が 取り組むこと	(1) 校区社協活動がより活性化するよう働きかけます。 (2) 行政機関と連携し、校区社協活動の拠点づくりを検討します。 (3) 「地域の縁がわづくり」等の取り組みを校区社会福祉協議会に働きかけ、支援します。	

(\*12) BPプログラム … 初めて赤ちゃんを育てている母親と0歳児の赤ちゃんが一緒に参加する子育て塾。全国の自治体を中心に実施されている「親子の絆づくりプログラム“赤ちゃんがきた!”(通称・BPプログラム)」を取り入れたもの。



## 第5章 具体的な取組内容と役割分担

### 《取組内容》(3) 地域福祉ネットワークの強化

地域において、人と人とのつながりを通して、お互いに助け合い・支え合う体制をつくり上げ、地域からの孤立を防ぎます。

自分や家族ができること	(1) 日頃から地域の人とコミュニケーションを取ります。	
地域の中で取り組むこと	(1) 町内会長、民生委員児童委員、高齢者相談員、シルバーヘルパー(老人クラブ)などが連携し、福祉活動を推進します。 (2) 出前講座を活用し、地域福祉ネットワークを強化します。	
行政が取り組むこと	(1) 広報紙やホームページ等を通して町内会加入を呼びかけ、町内会組織の強化を図ります。	自治振興課
	(2) 出前講座を実施し、消費者問題の情報提供を行います。 (地方消費者行政活性化事業)	市民課
	(3) 生活困窮者の自立支援について、地域ネットワークの強化など地域づくりを担います。	福祉課
	(4) 認知症高齢者対応訓練などを通して、地域での協力体制の充実を図ります。	高齢者支援課
	(5) 認知症高齢者を地域で見守る「高齢者見守りネットワーク」の強化に努めます。	
	(6) 乳児の全戸訪問を行い、虐待防止と親子の健康管理を行います。 (乳児家庭全戸訪問事業)	保健センター
	(7) 学校支援地域本部事業、学校運営協議会等における人的なネットワークづくりに努めます。	学校教育課・社会教育課
社会福祉協議会が取り組むこと	(1) 小地域ネットワークを核に民間事業所と連携し、支援を必要とする人をもれなく把握できるネットワークをつくります。 (2) 全ての住民が「助け上手、助けられ上手」になるための啓発を行います。 (3) 座談会や調査等を通して、生活課題を把握し、地域で共有し解決していきます。 (4) 小地域ネットワークをさらに充実させるため、地域福祉の担い手を増やしていきます。	

### 第3節 みんなでつくろう！安心して暮らせるまち（基本目標3）

基本目標	取組内容
みんなでつくろう！ 安心して暮らせるまち	(1) 防犯・防災対策の推進
	(2) 情報の提供と相談体制の充実
	(3) 福祉のやさしいまちづくりの推進

#### 《取組内容》(1) 防犯・防災対策の推進

地域では、生活におけるさまざまな不安や課題を抱える人が暮らしています。一人で不安を抱えないよう、地域で防犯・防災対策や環境保全に関する知識を持ちながら、お互いに支え合い、助け合うことで、安全・安心で快適なまちづくりを推進します。

## 第5章 具体的な取組内容と役割分担

自分や家族ができること	(1)	防犯	日頃から地域の人とコミュニケーションを取ります。	
	(2)		子どもや高齢者に対しては、家庭での防犯教育を繰り返し行います。	
	(3)	防災	災害の種類や家庭でできる対策について正しく理解します。	
	(4)		防災訓練や防災学習会に積極的に参加します。	
	(5)		災害時の避難場所や避難経路など日頃から確認しておきます。	
	(6)		家族で、緊急時の対応方法を考えます。	
	(7)	防火	火災の種類や家庭でできる対策について正しく理解します。	
	(8)		地域を守る消防団の活動について正しく理解します。	
	(9)		防火訓練に積極的に参加します。	
	(10)	交通安全	交通事故の種類や家庭でできる対策について正しく理解します。 (交通ルールや安全装備品など)	
	(11)		交通安全教室に積極的に参加します。	
	(12)	空き家・ 廃屋	自宅周辺の空き家・廃屋の状況を把握し、行政や町内会へ情報を提供します。	
	(13)	環境	周囲への思いやりを持って、生活環境の保全美化に努めます。	
地域の中で 取り組むこと	(1)	防犯	住民による防犯パトロールを実施します。(校区ごとの防犯パトロール隊)	
	(2)		町内に設置してある防犯灯を適切に管理します。	
	(3)	防災	地元の消防団の活動を支援します。	
	(4)		町内会で防火訓練を開催します。	
	(5)	交通安全	町内会、老人クラブで交通安全教室を開催します。	
	(6)	空き家・ 廃屋	町内の空き家・廃屋の状況を把握し、行政へ情報を提供します。	
	(7)		行政が行う調査に協力します。	
	(8)	環境	助け合い、支え合いによる地域の生活環境保全美化に取り組みます。	
行政が 取り組むこと	(1)	防犯	各校区の防犯パトロール隊の活動を支援します。 (防犯パトロール用物品の提供)	防災安全課
	(2)		防犯灯の新設及びLED化(*13)を図ります。 (防犯灯設置工事：LED防犯灯取替え工事)	
	(3)		各小中学校における規範意識醸成の取り組みを進めます。	学校教育課
	(4)		青色防犯パトロール、街頭パトロールを実施します。	社会教育課
	(5)		インターネット等に関する講演会を実施します。	
	(6)	防災	「災害時等支え合いマップ作成」の取り組みを支援します。	福祉課・ 防災安全課
	(7)		防災訓練や防災学習会を積極的に支援します。	防災安全課
	(8)		各小中学校において、防災・安全教室を推進し避難訓練を実施します。	学校教育課
	(9)	防火	消防団をPRし、消防団員の確保と活動の活性化を図ります。 (消防団協力事業所の表示、消防団応援の店)	防災安全課
	(10)		消火訓練の開催を支援します。	
	(11)	交通安全	交通安全教室を積極的に実施します。	防災安全課・ 学校教育課
	(12)	空き家・ 廃屋	倒壊の危険がある建物については実態調査を行い、所有者、占有者へ改善を促します。(人吉市廃屋対策条例)	防災安全課
	(13)	環境	地域の生活環境保全美化活動を支援します。	環境課
社会福祉 協議会が 取り組むこと	(1)	災害時に支援を必要とする人をもれなく把握し、援助をする人につないでいきます。		
	(2)	災害時に活動できるボランティアを確保し、有事の際の支える力とします。		

(\*13) LED… (Light-Emitting Diodeの略語) 発光ダイオード。電圧をかけた際に発光する半導体電子(電子部分)の意味。消費電力を削減し、従来の光源(主に蛍光灯や水銀灯)に比べて、半分以上の消費電力を削減することが可能です。明るさは従来のものとほぼ同じです。

## 第5章 具体的な取組内容と役割分担

### 《取組内容》(2) 情報の提供と相談体制の充実

地域の人々が安全・安心に暮らすために、さまざまな生活に役立つ情報を提供します。また、困りごとや不安を一人で抱え込んで悩まないようにさまざまな相談体制の充実を図ります。

自分や家族ができること	(1) 困りごとや不安について、一人で悩まず身近な人に相談します。	
地域の中で取り組むこと	(1) 地域における活動の情報を回覧板や町内会掲示板を活用し、周知します。 (2) 定期的な訪問活動を行います。	
行政が取り組むこと	(1) 広報紙による周知をさらに推進します。	関係課
	(2) 相談窓口の整理、情報提供の仕方など、庁内の相談体制の充実を図ります。	関係課
	(3) 地域における周知方法に関する助言、提言をします。	自治振興課
	(4) 出前講座を実施し、消費者問題の情報提供をします。 (地方消費者行政活性化事業)	市民課
	(5) 「人吉市消費生活センターだより」による情報の提供をします。 (地域消費者行政活性化事業)	市民課
	(6) 子ども・子育て相談員や女性福祉相談員による相談・支援を行います。	福祉課・学校教育課
	(7) 要保護児童及びDV(ドメスティックバイオレンス)(*14)対策協議会の機能を強化します。	
	(8) アウトリーチ(*3)を含め、生活保護に至る前の段階から早期に支援します。 (生活困窮者自立支援事業)	
	(9) 生活と就労に関する支援員を配置し、ワンストップ型の相談窓口により、情報サービスの拠点として機能します。 (生活困窮者自立支援事業)	福祉課
	(10) 自立相談支援において、一人ひとりの状況に応じ自立に向けた支援計画を作成します。 (生活困窮者自立支援事業)	
	(11) 人吉球磨障がい者総合支援協議会会員相互の連携を強化します。	
	(12) 健康、介護、日常生活、虐待などの高齢者の総合相談窓口として「元気・長生きセンター」の体制強化を図ります。	高齢者支援課
	(13) SOS キーホルダー(*15)の普及・啓発に努めます。	
	(14) 各小中学校で教育相談を実施し、悩みごとの早期発見・早期解決につなげます。	学校教育課
社会福祉協議会が取り組むこと	(1) 効果的な情報発信の方法や手段を検討し、開発していきます。 (2) 社会福祉協議会の事業やサービスを通じ、防犯対策や環境保全に対する意識を高めます。 (3) 身近な相談機関として社会福祉協議会の存在を広く知らせていきます。	

(\*14) DV(ドメスティックバイオレンス)・・・「親密な関係にあるパートナーからの暴力」のことをいいます。ここでいう「暴力」の形はさまざまで、1. 身体的、2. 精神的、3. 性的、4. 経済的など、多面的な要素を含んでいます。

(\*15) SOS キーホルダー・・・外出先で突然倒れて緊急搬送されたが身元確認ができない、認知症の方が徘徊などで警察に保護されたが家族と連絡がとれないなど、高齢者の“もしも”の時に、SOSキーホルダーに書かれた緊急時連絡先(市役所内にある人吉市地域包括支援センター)へつなげることで、本人の氏名や家族の連絡先などが迅速に確認できるキーホルダーです。

(\*3) アウトリーチ・・・(P17に掲載) 困難を抱えながらも相談に行かない、行けない、支援の必要性を自覚していない潜在的な利用者を見つけだし、援助者が積極的に地域に出向いて援助していくこと。



## 第5章 具体的な取組内容と役割分担

### 《取組内容》(3) 福祉のやさしいまちづくりの推進

住民と行政がともにユニバーサルデザイン(\*16)への理解を深め、ユニバーサルデザインの概念を導入した施設を整備し、すべての人が安心して快適に生活できる、福祉のやさしいまちづくりを推進します。

自分や家族ができること	(1) 駐車場や交通機関を利用する際には、基本的なことを守り、妊産婦や高齢者、障がいのある人をはじめ、すべての人の利用を妨げません。	
	(2) 障がいのある人に対する点字ブロックなどに障害物等を置きません。	
	(3) ユニバーサルデザインについて知識を深めます。	
地域の中で取り組むこと	(1) 危険箇所の把握と改善策の検討をします。	
	(2) 公民館の建設等を行う時は、ユニバーサルデザインに配慮します。	
	(3) ユニバーサルデザインに対する理解を深めるための学習会を開催します。	
行政が取り組むこと	(1) ユニバーサルデザインの趣旨普及を図ります。	福祉課
	(2) 各小中学校における学校全体のユニバーサルデザイン化を図ります。 (学校環境・教室環境づくり、分かりやすい授業づくり、安心して学べる仲間づくり)	学校教育課
社会福祉協議会が取り組むこと	(1) 幅広い世代の人に心のバリアフリーを根付かせます。	
	(2) バリアフリーやユニバーサルデザインの情報を収集し、「社協だより」やホームページ等で広く周知していきます。	

(\*16) ユニバーサルデザイン… 障がいのある人の便利さ使いやすさという視点ではなく、障がいの有無にかかわらず、すべての人にとって使いやすいようにはじめから意図してつくられた製品・情報・環境のデザインのこと。

## 第4節 みんなで進めよう！

### 生きがいと幸せを感じられるまち（基本目標4）

基本目標	取組内容
みんなで進めよう！ 生きがいと幸せを感じられるまち	(1) 健康づくりと介護予防の推進
	(2) 自立した生活への支援
	(3) 社会資源の開発・情報発信

### 《取組内容》(1) 健康づくりと介護予防の推進

いきいきと自立した生活を送るためには、日頃から自分の健康について考え、主体的に取り組むことが必要です。要介護・要支援状態に陥ることなく、住み慣れた地域でいきいきと生活ができるよう、地域における外出の機会や人とふれあう機会を増やし、体力の低下を抑えて、介護予防に取り組めます。

## 第5章 具体的な取組内容と役割分担

自分や家族ができること	(1) 市民健診を受診します。 (2) 地域で実施する健康講座に参加します。 (3) 積極的にスポーツ活動などに取り組み、日頃から健康づくりに努めます。 (4) 可能な限り予防接種を受け、日頃から体調管理に努めます。	
地域の中で取り組むこと	(1) 健康教室の場を提供し、参加の呼びかけを行います。 (2) 食生活改善推進員による料理教室を開催します。 (3) 健康づくり、体力づくりの場や機会をつくります。	
行政が取り組むこと	(1) 介護保険事業計画に沿って、介護予防事業の推進を図ります。	高齢者支援課
	(2) 市民健診の受診を促し、生活習慣病の予防、がんの早期発見に努めます。	保健センター
	(3) 予防接種についての啓発、費用の助成を行います。	
	(4) 食生活改善推進員協議会や健康推進員会など団体を支援します。	
	(5) 笑顔と健康のまちづくり協定団体を増やします。	学校教育課
	(6) 各小中学校で食育を推進します。	
	(7) 各小中学校で児童・生徒の体力向上と保健衛生指導に努めます。	社会教育課
	(8) 生涯学習講座を実施します。	
	(9) 市民誰もがスポーツに親しめる、イベントに参加しやすい環境づくりに努めます。	
	(10) 市民が健康で活力ある生活が送れるよう人吉市スポーツ推進基本計画に沿った施策を推進します。	
社会福祉協議会が取り組むこと	(1) デイサロンやミニサロンの在り方について地域や行政と協働し、新たなサロンの仕組みを構築します。 (2) 元気な高齢者や閉じこもりがち高齢者が自身の経験等を活かせる場や機会を提供します。	

### 《取組内容》(2) 自立した生活への支援

高齢者や障がいのある人、ひとり親家庭などの何らかの支援を必要とする人が、地域の中で、いきいきと自立した生活を送ることができるよう支援します。

自分や家族ができること	(1) 困っているときに相談できる勇気を持ちます。	
地域の中で取り組むこと	(1) 地域の中で、支援が必要な人を把握します。 (2) 自立支援について学習する場を設けます。	
行政が取り組むこと	(1) 生活に困っている人などの社会的、日常的な自立促進につなげます。 (生活保護、生活困窮者自立支援)	福祉課
	(2) 障害者就労移行支援事業、就労継続支援事業による障害者自立を促進します。	高齢者支援課
	(3) 高齢者の生きがいつくりの場を支援します。	
	(4) 住み慣れた地域での生活が継続できるように、元気・長生きセンターの相談体制の強化を図ります。	学校教育課
	(5) 各小中学校で認知症サポーター養成講座を開催します。	
社会福祉協議会が取り組むこと	(1) 認知症や判断能力の低下した人の権利擁護のための支援体制を整備します。 (2) 生活困窮者や地域から孤立している人及び引きこもりの人などの情報を把握し、地域の関係者と連携して自立に向けた支援を行います。 (3) 住民参加型の支援体制を充実・拡充させるための担い手を養成し確保します。 (4) 住み慣れた地域で自立した生活が継続できるよう社会福祉協議会が持つ地域福祉のネットワークと連携した生活支援サービスを行います。	

## 第5章 具体的な取組内容と役割分担

### 《取組内容》(3) 社会資源の開発・情報発信

住民が利用できる福祉制度・サービスに関する情報を集め、地域で共有し、住民に随時発信できる体制をつくります。

自分や家族ができること	(1) 福祉情報に関心を持ち、情報を発信します。	
地域の中で取り組むこと	(1) 地域の活動について広報等で周知します。 (2) 地域での問題等について、行政機関につなぎます。	
行政が取り組むこと	(1) 広報紙やホームページ等で福祉情報を発信します。	福祉課 高齢者支援課 保健センター
	(2) 障がい福祉に関する地域資源としての「ふくしまップ」を作成更新し、最新の障がい福祉サービスの情報を発信します。	福祉課
	(3) ホームページによる学校情報の提供を行います。	学校教育課
	(4) 小中学校授業における ICT機器(*17)の導入・活用をします。	
社会福祉協議会が取り組むこと	(1) 既存のサービスでは対応できないニーズを満たすため、新たな資源を開発します。	
	(2) 社会福祉協議会が行う事業のパンフレットやポスター等をあらゆる場所に提示し、周知を図ります。	
	(3) 社会資源の情報を収集し、さまざまな手段で提供していきます。	

(\*17) ICT 機器 … (Information and Communication Technology: 情報通信技術)「わかる」授業を目指し、学習目標を効果的に達成するための手段として活用されるパソコンやタブレットのこと。